

# 仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計  
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22  
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516  
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp  
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

発行日2022年10月11日(火)

## 今週のことば イベント割

イベントの需要喚起を目的として、コンサートやスポーツ観戦、映画、テーマパークなど対象イベントのチケット代を20%割引する事業を今月11日から実施する。

### ◆ 今週のことよみ ◆ ご自分の予定を確認して下さい

10/10(月) 大安	スポーツの日、目の愛護デー
11(火) 赤口	源泉所得税・住民税特別徴収の納付期限
12(水) 先勝	CSファイナルステージ開幕
13(木) 友引	国際防災の日
14(金) 先負	日本最初の鉄道開業から150年
15(土) 仏滅	新聞週間
16(日) 大安	

### 先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
10/3(月)	26,216 △279	145.02 ▼0.71
4(火)	26,992 △776	144.65 △0.37
5(水)	27,121 △129	144.44 △0.21
6(木)	27,311 △190	144.57 ▼0.13
7(金)	27,116 ▼195	144.90 ▼0.33

## 事業所得と業務に係る雑所得の判定基準

国税庁が意見公募(パブコメ)を実施していた所得税基本通達の改正案では、給与所得者の副業に係る所得等について、収入金額が300万円以下の場合、原則として事業所得ではなく業務に係る雑所得として取扱うことが示されましたが、7千件を超える意見が寄せられた結果、改正案を修正した通達が公表されました(令和4年分以後の所得税に適用)。

### ◆ 収入金額による判定基準を修正した改正通達

この改正は、副業収入を雑所得ではなく節税メリットが大きい事業所得として申告するケースが増加していることなどに対応するため、雑所得の範囲を明確化するものですが、改正案に多くの指摘や反対意見があったことから修正し、本業か副業かは問わず記帳・帳簿書類の保存の有無により、事業所得と業務に係る雑所得の区分を判定することとしました。

具体的には、「事業所得と認められるかどうかは、社会通念上事業と称するに至る程度で行っているかで判定する」ことを原則としつつ、「その所得に係る取引を記録した帳簿書類の保存がない場合は、業務に係る雑所得に該当する」としました。

### ◆ 記帳・帳簿書類の保存の有無で判定

つまり、従来から事業所得者に義務付けられている記帳・帳簿書類の保存をしている場合は、概ね事業所得として取り扱われます。ただし、帳簿書類を保存している場合でも収入金額が僅少である場合や、所得を得る活動に営利性がない場合は個別に判断することとなります。

一方、記帳・帳簿書類の保存をしていない場合は、原則として事業収入と認められず、業務に係る雑所得に区分されます。

■この記事の詳細は、情報BOX201538

## 新たな法人形態「労働者協同組合」とは

今月から、労働者協同組合の設立や運営、管理などを定めた労働者協同組合法が施行されました。

労働者協同組合とは、①組合員が出資すること(組合員それぞれが一口以上出資)、②組合員の意見を反映して事業を行うこと(出資金額に関わらず一人一票の議決権・選挙権)、③組合員自ら事業に従事すること(組合は組合員との間で労働契約を締結)を基本原理とする組織です。労働者派遣事業を除くあらゆる事業を行うことができ、設立には行政庁の許認可等を必要としません。

なお、既に活動しているNPO法人や企業組合に対して、労働者協同組合に円滑に組織変更を行うための措置が設けられています。

## 協会けんぽによる被扶養者資格の再確認

協会けんぽでは、健康保険の被扶養者となっている方が現在も条件を満たしているかを確認するため、被扶養者資格の再確認を毎年度実施しており、今月上旬から「被扶養者状況リスト」が事業主に順次送付されます(提出期限は11月30日)。

確認の際、被扶養者が別居している場合は仕送りの事実と金額が確認できる書類(学生の場合は省略可能)、海外に在住している場合は海外特例要件(留学生など)に該当することが確認できる書類を併せて提出する必要があります。

### 詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

## 事業所得と業務に係る雑所得の判定基準を示した通達改正の概要

### ◆「所得税基本通達の制定について」（法令解釈通達）の一部改正の概要

シェアリングエコノミー等の「新分野の経済活動に係る所得」や「副業に係る所得」について、所得区分の判定が難しいといった課題がありましたが、適正申告のための環境づくりとして所得税基本通達を次のとおり改正し、雑所得の範囲の明確化をします。

#### (1) その他雑所得の範囲の明確化

その他雑所得の範囲に、譲渡所得の基因とならない資産の譲渡から生ずる所得が含まれることを明確化します。

##### （その他雑所得の例示）

35-1 次に掲げるようなものに係る所得は、その他雑所得（公的年金等に係る雑所得及び業務に係る雑所得以外の雑所得をいう）に該当する。

(1)～(11)省略

(12) 譲渡所得の基因とならない資産の譲渡から生ずる所得（営利を目的として継続的に行う当該資産の譲渡から生ずる所得及び山林の譲渡による所得を除く）

#### (2) 業務に係る雑所得の範囲の明確化

業務に係る雑所得の範囲に、営利を目的として継続的に行う資産の譲渡から生ずる所得が含まれることを明確化するとともに、事業所得と認められるかどうかの判定について明らかにします。

##### （業務に係る雑所得の例示）

35-2 次に掲げるような所得は、事業所得又は山林所得と認められるものを除き、業務に係る雑所得に該当する。

(1)～(6)省略

(7) 営利を目的として継続的に行う資産の譲渡から生ずる所得

(8)省略

(注) 事業所得と認められるかどうかは、その所得を得るための活動が、社会通念上事業と称するに至る程度で行っているかどうかで判定する。

なお、その所得に係る取引を記録した帳簿書類の保存がない場合（その所得に係る収入金額が300万円を超え、かつ、事業所得と認められる事実がある場合を除く）には、業務に係る雑所得（資産（山林を除く）の譲渡から生ずる所得については、譲渡所得又はその他雑所得）に該当することに留意する。

### ◆事業所得と業務に係る雑所得の判定について

事業所得と認められるかどうかを示した改正通達の(注)の前段では「事業所得と認められるかどうかは、その所得を得るための活動が、社会通念上事業と称するに至る程度で行っているかどうかで判定する」という取扱いを明らかにしています。また、後段では「その所得に係る取引を記録した帳簿書類の保存がない場合には、業務に係る雑所得に該当することに留意する」としています。

事業所得と業務に係る雑所得の区分については、社会通念で判定することが原則となりますが、その所得に係る取引を記録した帳簿書類を保存している場合には、一般的に、営利性、継続性、企画遂行性を有し、社会通念での判定において、事業所得に区分される場合が多いと考えられます。※帳簿書類を保存している場合であっても、①その所得の収入金額が僅少と認められる場合（例えば、その所得の収入金額が例年300万円以下で、主たる収入に対する割合が10%未満の場合）や、②その所得を得る活動に営利性が認められない場合（その所得が例年赤字で、かつ、赤字を解消するための取組を実施していない場合）には、個別に判断することとなります。

他方で、その所得に係る取引を帳簿に記録していない場合や記録していても保存していない場合には、一般的に、営利性、継続性、企画遂行性を有しているとは認め難く、また、事業所得者に義務付けられた記帳や帳簿書類の保存が行われていない点を考慮すると、社会通念での判定において、原則として、事業所得に区分されないものと考えられます。

※収入金額300万円を超えるような場合には、帳簿書類の保存がない事実のみで所得区分を判定せず、事業所得と認められる事実がある場合には、事業所得と取り扱うこととしています。

#### 【参考】事業所得と業務に係る雑所得等の区分（イメージ）

収入金額	記帳・帳簿書類の保存あり	記帳・帳簿書類の保存なし
300万円超	概ね事業所得	概ね業務にかかる雑所得
300万円以下		業務に係る雑所得